



第二部

マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬



1、委員会・研修・訓練・指針



障害福祉サービスの御意見番 柴犬せごどん

指導監査課



業務継続計画（BCP）の策定等
非常災害対策
感染症等の予防措置（衛生管理等）
身体拘束等の適正化のための措置
虐待防止措置



障害福祉サービスの御意見番
柴犬せごどん



業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（BCP）の策定等 全事業が対象※26事業

居宅介護（33条の2）、重度訪問介護、同行援護
行動援護、療養介護、生活介護、短期入所
重度障害者等包括支援
自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）
就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
自立生活援助、共同生活援助

障害者支援施設等（42条の2）

地域移行支援（28条の2）、地域定着支援

計画相談支援（20条の2）

児童発達支援（38条の2）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

障害児相談支援（20条の2）

業務継続計画（BCP）の策定等

第1項

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え

(体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立

(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

災害に係る業務継続計画

a 平常時の対応

建物・設備の安全対策、
電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策
必要品の備蓄等

b 緊急時の対応

業務継続計画発動基準、対応体制等

c 他施設及び地域との連携

業務継続計画未策定減算 ※全事業が対象

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の
業務継続計画が未策定の場合

- ・ 事実が生じた翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで
※基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月
- ・ 当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算。

業務継続計画未策定減算 ※全事業が対象

R6年度の取扱い

- ・感染症、非常災害の業務継続計画それぞれについて
「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び
「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合
には、当該減算を適用しない。
- ・非常災害の業務継続計画について
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、
自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着
支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められて
いないことを踏まえ、令和7年3月31までの間、当該減算を適用しない。

業務継続計画の策定等
R3.4.1～努力義務
R6.4.1～義務化

未策定減算
R6.4.1～

※R7年度以降は経過措置なし

業務継続計画未策定減算 ※全事業が対象

所定単位数の100分の3

- ・療養介護、施設入所支援、共同生活援助
- ・自立訓練（生活訓練）のうち宿泊型自立訓練
- ・施設入所支援が行う下記の事業

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援

所定単位数の100分の1

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

※施設入所支援が行う下記の事業を除く

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援

業務継続計画（BCP）の策定等

第2項

事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

❖ 研修 ❖

定期的（年 1 回以上）
新規採用時

※障害者支援施設等
定期的（年 2 回以上）
新規採用時

❖ 訓練 ❖

定期的（年 1 回以上）

事業所内の役割分担の確認

感染症や災害が発生した場合に実践する
支援の演習等

※障害者支援施設等
定期的（年 2 回以上）

感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。

業務継続計画（BCP）の策定等

第3項

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

BCP

障害福祉サービスの御意見番 柴犬せごどん



業務継続計画についての条項は、
感染症や災害が発生した場合にあっても
利用者が継続してサービスの提供を受け
られるよう、サービスの提供を継続的に
実施するため、
及び非常時の体制で早期の業務再開を
図るため規定されたものです

BCP



非常災害対策

非常災害対策

対象13事業

療養介護（70条・条例71条）、生活介護、短期入所
自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）
就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型
共同生活援助

障害者支援施設等（44条・条例48条）

児童発達支援（40条・条例40条）、放課後等デイサービス

非常災害対策

第1項

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

非常災害対策

第2項

事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出
その他必要な訓練を行わなければならない。

※訓練の回数は、基準及び条例上で「定期的（年1回以上）」とされていますが、消防法などの他法において、頻度を多く規定されている場合は、そちらに従ってください。

非常災害対策

第3項

事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

非常災害対策の**掲示**について、
条例で
本市独自の規定があります。



非常災害対策

本市条例

第1項

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てなければならない。

非常災害対策

本市条例

第2項

事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に**掲示**しなければならない。

非常災害対策

本市条例

第3項

事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しなければならない。

非常災害対策

本市条例

第4項

事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

非常災害対策

本市条例

第5項

事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

✧ 非常災害計画 ✧

事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、火山災害等災害の種類ごとに作成。

✧ 掲示 ✧

上記計画中の行動手順を、災害の種類ごとに（火災、風水害、地震、火山災害等）、事業所内の分かりやすい場所に掲示。



子ども向けの掲示について

絵で表現したり、
子どもの目線に合わせて
低い位置に掲示するなどの
工夫をお願いします😊

非常災害についての条項は、
非常災害に際して必要な諸設備の整備や
具体的計画の策定、関係機関への通報及び
連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等
その対策に万全を期さなければならない
こととしたものです。

障害福祉サービスの御意見番 柴犬せごどん



感染症等の予防措置 (衛生管理等)

全事業が対象※26事業

感染症等の予防措置 (衛生管理等)

居宅介護（34条）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
就労定着支援、自立生活援助

療養介護（71条）

生活介護（90条）、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）
就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助

障害者支援施設等（45条）

地域移行支援（30条）、地域定着支援

計画相談支援（22条）

児童発達支援（41条）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

障害児相談支援（22条）

感染症の予防及びまん延の防止のための対策

11事業

居宅介護（34条）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
就労定着支援、自立生活援助

地域移行支援（30条）、地域定着支援

計画相談支援（22条）

障害児相談支援（22条）

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策

15事業

療養介護（71条）

生活介護（90条）、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）
就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助

障害者支援施設等（45条）

児童発達支援（41条）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、
保育所等訪問支援

感染症等の予防措置（衛生管理等）



第3項第1号

事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という）を活用して行うことができるものとする。

感染症等の予防措置（衛生管理等）



第2項第1号

事業者における**感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止**のための対策を検討する**委員会**を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

✧ 委員会 ✧

感染症の予防及びまん延の防止のための対策

定期的（おおむね6月に1回以上）

随時（感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ）

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策

定期的（おおむね3月に1回以上）

随時（感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ）

感染症等の予防措置（衛生管理等）



第3項第2号

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための
指針を整備すること。

感染症等の予防措置（衛生管理等）

第3項第2号

事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための
指針を整備すること。



感染症の予防及びまん延の防止のための指針

平常時の対策

事業所内の衛生管理（環境の整備等）

支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応

発生状況の把握

感染拡大の防止

医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携

行政等への報告等

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

平常時の対策

事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）

日常の支援にかかる感染対策

標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目

発生時の対応

発生状況の把握

感染拡大の防止

医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携

医療処置

行政への報告等

感染症等の予防措置（衛生管理等）

第3項第3号

事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。



感染症等の予防措置（衛生管理等）

第3項第3号

事業所において、従業者に対し、**感染症及び食中毒の**
予防及びまん延の防止のための**研修**及び**訓練**を定期的
に実施すること。



感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

✧ 研修 ✧

定期的（年1回以上）
新規採用時

✧ 訓練 ✧

定期的（年1回以上）

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための 研修及び訓練

✦ 研修 ✦

定期的（年2回以上）
新規採用時※必ず

✦ 訓練 ✦

定期的（年2回以上）



障害福祉サービスの御意見番 柴犬せごどん

感染症についての条項は、
感染症又は食中毒が発生し、
又はまん延しないように
講ずるべき措置について
規定したものです

身体拘束等の適正化のための措置

対象20事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

療養介護、生活介護、短期入所

重度障害者等包括支援

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

共同生活援助

障害者支援施設等

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

身体拘束等の適正化のための措置

第3項第1号

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

虐待委員会と一体的に設置・運営
することも差し支えない。

✧ 委員会 ✧

少なくとも1年に1回

ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例がないばあいにも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。

エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。

オ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。

カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。

身体拘束等の適正化のための措置

第3項第2号

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

身体拘束等の適正化のための指針

- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等の適正化のための措置

第3項第3号

従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

✧ 研修 ✧

定期的（年1回以上）
新規採用時※必ず

他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなしてさしつかえない。

身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の規定のある
全事業が対象

- ① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合
- ② 委員会を1年に1回以上開催していない場合
- ③ 指針を整備していない場合
- ④ 研修を1年に1回以上実施していない場合

身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の規定のある
全事業が対象

速やかに改善計画を市障害福祉課障害施設係に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市障害福祉課障害施設係に提出することとし、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間

「事実が生じた」…運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す

当該事業所の利用者全員について、
所定単位数から減算。

身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の規定のある
全事業が対象

所定単位数の100分の10

- ・療養介護、施設入所支援、共同生活援助
- ・自立訓練（生活訓練）のうち宿泊型自立訓練
- ・施設入所支援が行う下記の事業

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援

所定単位数の100分の1

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を除く自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

※施設入所支援が行う下記の事業を除く

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、就労選択支援



障害福祉サービスの御意見番 柴犬せごどん

基準において、
利用者又は他の利用者の
生命又は身体を保護するため
緊急やむを得ない場合を除き、
身体拘束を行ってはならない
ことが規定されています

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

※「緊急やむを得ない理由」の記録

切迫性、非代替性、一時性の三つの要件すべてを満たし
かつ
組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨

障害福祉サービスの御意見番
柴犬せごどん



虐待防止措置

全事業が対象※26事業

虐待防止措置

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

療養介護、生活介護、短期入所

重度障害者等包括支援

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援

自立生活援助、共同生活援助

障害者支援施設等

地域移行支援、地域定着支援

計画相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

障害児相談支援

虐待防止措置

第1項第1号

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

❖ 委員会 ❖

少なくとも1年に1回

身体拘束等適正化検討委員会と一体的に
設置・運営することも差し支えない。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果に従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

虐待防止措置

第1項第2号

事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

✿ 研修 ✿

定期的（年 1 回以上）
新規採用時※必ず

虐待防止措置

第1項第3号

前2号に掲げる措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

虐待防止措置未実施減算 ※全事業が対象

- ① 委員会を1年に1回以上開催していない場合
- ② 研修を1年に1回以上実施していない場合
- ③ 担当者を配置していない場合

虐待防止措置未実施減算 ※全事業が対象

速やかに改善計画を市障害福祉課障害施設係に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市障害福祉課障害施設係に提出することとし、事実が生じた翌月から改善が認められた月までの間

「事実が生じた」…運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す

当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

虐待の防止のための対策について、
事業所全体で情報共有し、
今後の未然防止、再発防止に
つなげるのが目的です



障害福祉サービスの御意見番 柴犬せごどん

記録が必要です！



障害福祉サービスの御意見番
柴犬せごどん

表題

委員会、研修、訓練のどれであるか
何についてのものか
(BCP、感染症対策、虐待防止など)

日時・参加者

内容 (話し合ったこと、実施したこと)

最後に……



基準及び条例に規定されている
委員会・研修・訓練・指針を
各事業ごとにふりかえっていきます



居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

重度障害者等包括支援

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

感染症等の予防措置

委員会 おおむね6月に1回以上

指針 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の適正化のための措置

委員会 少なくとも1年に1回

※未実施減算
委員会、指針、研修

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）、新規採用時※必ず

虐待防止措置

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

※未実施減算 委員会、研修、担当者



重度障害者等包括支援

感染症等の予防措置

委員会 おおむね6月に1回以上

指針 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の適正化のための措置

委員会 少なくとも1年に1回

※未実施減算
委員会、指針、研修

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）、新規採用時※必ず

虐待防止措置

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

※未実施減算 委員会、研修、担当者



短期入所・共同生活援助

療養介護・生活介護

自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

就労選択支援・就労移行支援

就労継続支援A型・就労継続支援B型

児童発達支援・放課後等デイサービス

短期入所・共同生活援助

感染症等の予防措置

委員会 おおむね3月に1回以上

指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の 適正化のための措置

※未実施減算
委員会、指針、研修

委員会 少なくとも1年に1回

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

虐待防止措置

※未実施減算 委員会、研修、担当者

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画

掲示（行動手順）火災、地震、風水害等

訓練 定期的（年に1回以上）

療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

感染症等の予防措置

委員会 おおむね3月に1回以上

指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の 適正化のための措置

※未実施減算
委員会、指針、研修

委員会 少なくとも1年に1回

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

虐待防止措置

※未実施減算 委員会、研修、担当者

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画

揭示（行動手順）火災、地震、風水害等

訓練 定期的（年に1回以上）

就労選択支援・就労移行支援

感染症等の予防措置

委員会 おおむね3月に1回以上

指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の 適正化のための措置

※未実施減算
委員会、指針、研修

委員会 少なくとも1年に1回

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

虐待防止措置

※未実施減算 委員会、研修、担当者

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画

揭示（行動手順）火災、地震、風水害等

訓練 定期的（年に1回以上）

就労継続支援A型・就労継続支援B型

感染症等の予防措置

委員会 おおむね3月に1回以上

指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の 適正化のための措置

※未実施減算
委員会、指針、研修

委員会 少なくとも1年に1回

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

虐待防止措置

※未実施減算 委員会、研修、担当者

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画

揭示（行動手順）火災、地震、風水害等

訓練 定期的（年に1回以上）

児童発達支援・放課後等デイサービス

感染症等の予防措置

委員会 おおむね3月に1回以上

指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の 適正化のための措置

※未実施減算
委員会、指針、研修

委員会 少なくとも1年に1回

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

虐待防止措置

※未実施減算 委員会、研修、担当者

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画

掲示（行動手順）火災、地震、風水害等

訓練 定期的（年に1回以上）

障害者支援施設等

障害者支援施設等

感染症等の予防措置

委員会 おおむね3月に1回以上

指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

身体拘束等の 適正化のための措置

※未実施減算
委員会、指針、研修

委員会 少なくとも1年に1回

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

虐待防止措置

※未実施減算 委員会、研修、担当者

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

非常災害対策

非常災害に関する具体的計画

揭示（行動手順）火災、地震、風水害等

訓練 定期的（年に1回以上）

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

感染症等の予防措置

委員会 おおむね3月に1回以上

指針 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に2回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に2回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

身体拘束等の 適正化のための措置

※未実施減算
委員会、指針、研修

委員会 少なくとも1年に1回

指針 身体拘束等の適正化のための指針

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

虐待防止措置

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

※未実施減算
委員会、研修、担当者

就労定着支援・自立生活援助
地域移行支援・地域定着支援
計画相談支援・障害児相談支援

就労定着支援・自立生活援助

感染症等の予防措置

委員会 おおむね6月に1回以上

指針 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に1回以上）
新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

虐待防止措置

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）
新規採用時※必ず

担当者

※未実施減算 委員会、研修、担当者

地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援・障害児相談支援

感染症等の予防措置

委員会 おおむね6月に1回以上

指針 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

研修 定期的（年に1回以上）

新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

業務継続計画（BCP）の策定等

業務継続計画（感染症・非常災害）

※未策定減算あり

研修 定期的（年に1回以上）、新規採用時

訓練 定期的（年に1回以上）

虐待防止措置

委員会 少なくとも1年に1回

研修 定期的（年1回以上）

新規採用時※必ず

担当者

※未実施減算 委員会、研修、担当者

ご清聴ありがとうございました



共通資料



第二部 マグニヨンと学ぶ障害福祉サービス 基準と報酬

2、個別支援計画～プロセス・別表・未作成減算～

ひきつづき ご視聴ください

SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS
SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS
SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS
SPECIAL THANKS

SPECIAL THANKS



illstAC もちぱっち

甘茶の音楽工房

長靴でお出かけ

SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS
SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS
SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS
SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS SPECIAL THANKS